

平成23年 No.2

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

制定理由

公文書管理法の施行及び独立行政法人情報公開法施行令の改正にともない、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 2 月 7 日 学術情報委員会 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年2月8日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第1号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：公文書管理法の施行及び独立行政法人情報公開法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (個人情報の保護) <u>第27条</u> 図書館資料における個人情報については、「<u>国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程</u>」(平成17年規程第7号)に基づいて取り扱うものとする。 (補則) <u>第28条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成23年2月8日から施行する。</u>	[省略] (補則) <u>第27条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。